

令和8年第2回定例公安委員会会議録

開催日時	令和8年1月15日（木）午前11時08分～午後2時10分					
開催場所	警察本部					
第1 定例会議						
1 開催時間 午後1時30分～午後2時10分						
2 出席者						
公安委員会 久本委員長 笠田委員 杉原委員						
警察本部 青山警察本部長 渡邊警務部長 渡邊首席監察官						
山川生活安全部長 細田刑事部長 宮田交通部長						
永島警備部長 山本警察学校長 永井情報通信部長						
生田警務部参事官						
（事務局等～柳原公安委員会補佐室長、総務課員）						
3 議題事項						
4 報告事項						
○「第23回ふれあいコンサート」の開催（警務部）						
○令和7年度総合監察の実施結果（警務部）						
○留置施設における管理運営の見直し及び集約化（警務部）						
○警察署機能確保に向けた駐在所の運用見直し（生活安全部）						
○令和7年中の交通事故発生状況（交通部）						
（1）「第23回ふれあいコンサート」の開催（警務部）						
警察本部						
県民と警察との「音のかけ橋」として、演奏を通じて広く警察広報を行うこと						

を目的に、平成12年から年1回の定期演奏会を開催しており、コロナ禍などを理由に中止した年もあるが、今年で23回目の開催となる。令和8年1月24日にとりぎん文化会館梨花ホールでの開催を予定しており、聴衆予定人数は、ほぼ満席となっている。今回は、鳥取県警察音楽隊に加え、鳥取県立八頭高等学校吹奏楽部YAZU STORKS及び鳥取市内で県内唯一のカラーガード教室であるTottori color guard Ribbonの皆さんのがゲスト出演する。

プログラムは、第1部が鳥取県警察音楽隊とTottori color guard Ribbonのマーチングステージ、第2部が鳥取県警察音楽隊の単独演奏、第3部が八頭高等学校吹奏楽部YAZU STORKSと鳥取県警察音楽隊との合同演奏となり、最後のフィナーレを迎える構成となっている。

この度の入場チケットは、昨年に引き続きインターネットサービスを利用した電子チケットによる発券としており、インターネット環境を利用できない方については、広報県民課等に電話等で申込みしていただき、警察本部又は最寄りの警察署でチケットを受け取る対応を行っている。

コンサート当日には、会場木ワイエに警察広報用ブースを設置し、昨年と同様に警務課、生活安全企画課、捜査第一課、交通企画課に加え、今年から警備部も参加し、各種警察広報を実施することとしている。また、開演前には各所属が作成した広報用動画をスクリーンに上演する。

委員

今年で23回目の開催となり、楽しみにされている県民の方も多いのではないかと思う。前回から申込みがインターネットでできるようになり、非常に良い取組だと思う。また、広報ブースを設けられるとのこと、コンサートの会場を通じて県民の方の意識啓発や警察のPRにつなげていただきたい。開催目的に、音のかけ橋とあるが、県民の皆さんに素敵な音楽を届けていただき、県民と警察の心の距離が縮まるようなコンサートになることを期待している。

委員

警察音楽隊の方が、ふだんからプロムナード・コンサートや各種イベントでの演奏を通じて県民の皆さんに愛されていることを改めて感じさせられる予約数となっている。毎年、東・中・西部での持ち回り開催となるが、地元の高校生や音楽活動をされている方等にも出演していただくことは、大変すばらしい取組だと思う。盛大に終わることを期待している。

委員

音楽を通じて、警察をより身近に感じていただく大切な機会であると感じている。世代を超えて交流が生まれる大切な行事として、今後もふれあいコンサートを継続していただきたい。併せて、会場で広報活動をされるとのことであり、県民の方に対する注意喚起や広報活動を行う良い機会だと思う。

（2）令和7年度総合監察の実施結果（警務部）

警察本部

総合監察は、鳥取県警察の監察に関する訓令に基づき、毎年度、警察署に対して実施日を定めて行う総合的な業務監察である。総合監察では、非違事案につながりやすい組織上の問題点を把握し、その是正や改善を行うことにより、職員が働きやすい能率的な職場環境を構築することを目的とし、各部ごとに監察の実施項目を選定している。監察については、各部の担当管理官や担当者が簿冊等を精査するほか、職員と面接して、質問形式で実態を把握する応問主体の方法で実施している。

また、職員の非行防止、非違事案防止に対する意識の深化や高い使命感の醸成を図るための教養の方法として、幹部が一方的な講義を行う方式から、職員それぞれで考えを発表したり、まとめたりする双方向的な方式にシフトさせるべく、今回の総合監察の機会に、監察担当者の前で実例を題材とした小集団検討を随時監察として実施した。各警察署とも、年齢・性別・階級等、偏りのないメンバーを検討に参加させ、個々で事前考察を行うなど良好な点を確認することができた。

今回の総合監察における指摘事項はなく、指導事項については、各警察署への通知とともに、各主管課から警察署に対して指導を行い、今後の留意事項とさせるほか、良好な点は継続しつつ、業務主管課の業務点検や業務指導において、定着状況等を検証することとして取り組んでいきたいと考えている。

委員

総合監察では、しっかりとした監察を行っていただき、指摘事項がなく、おおむね良好な結果だったと報告していただいた。今後も監察が形骸化しないよう、しっかりと実施していただきたい。

委員

総合監察を行っていただいた中で、良い事例については情報共有していただきたい。引き続き、しっかりとした監察をお願いする。

委員

総合監察によって、日々の業務や体制を客観的に点検していくことは大切である。日常業務では気付きにくい間違いなど、改善すべき点を見つけていただきたいことから、見直して、より良い運営につなげていただきたい。

（3）留置施設における管理運営の見直し及び集約化（警務部）

警察本部

鳥取県警察留置管理に関する訓令により、琴浦大山警察署以外の警察署は、男性被疑者を逮捕した場合は、原則として勾留前は当該警察署の留置施設に留置することとなっているが、これを逮捕後から鳥取、倉吉又は米子警察署に設置している集中留置施設に留置するものと変更し、管理運営の見直し及び集約化を図ることとしている。

今回の変更に至った経緯は、鳥取県警察における留置管理業務について、留置施設の維持管理及び被留置者の適正処遇を推進しているところ、非常設留置施設である小規模警察署における留置管理業務の不慣れを理由とする不適切事案を防止することに加え、施設維持の金銭的・事務的負担の軽減、集中留置施設への集約による業務の効率化を図ることが理由となっており、令和7年2月25日に留置施設の管理運営に関する試行運用についての通知を発出し、令和7年3月1日から非常設留置施設である郡家・智頭・浜村・境港及び黒坂警察署において、訓令第20条で規定した留置の原則による運用を変更し、逮捕後から集中留置施設に留置する試行運用を行っていた。現在までの試行運用期間中に特段の支障はなく、実施警察署からは心理的負担や留置時の負担が少なくなったという声があり、集中留置施設の運用も特に問題点は挙げられていないことから、令和8年4月1日から本運用する予定である。また、本運用後に問題点等があれば、その都度検討していきたいと考えている。

非常設留置施設の今後の運用については、非常設留置施設のうち、郡家、智頭、浜村及び黒坂警察署の留置施設については、逮捕した被疑者は留置しないもの、大規模災害発生時の分散留置、感染症等による分散留置、集中留置施設及び女性専用留置施設の大規模改修時の分散留置等に備え、留置施設の機能を維持する、運用閉場とする予定である。境港警察署の留置施設については、建築年数が相当年経過している点や、収容基準人数が4人と、収容能力が低いといった理由により完全閉場とする。完全閉場となるが、留置施設内の面会室と便所は弁護士接見や護送途中の用便立ち寄りに備え、機能を維持管理する予定である。面会室及び便所以外の残りの部分の用途については現在検討中である。

変更後の運用開始時期は、令和8年4月1日を予定としており、運用開始に向け、現在担当部署において関係規程の改正作業を行っている。

委員

小規模警察署では、留置管理業務が兼務職となっていることであるが、留置管理業務は、用心深さや忍耐力のいる専門的な業務だと思うので、今回の集約化により、県警察全体の最適化につながり、良い改善策だと感じる。試行運用中であり、現在のところ問題点がないところで、このまま進めていただきたい。

委員

効率化につながる施策だと感じた。逮捕後の移動に時間がかかる場合もあると

思うので、スムーズな運用となるようお願いする。

委員

効率化によって、現場の負担軽減につながる運用に期待したい。運用閉場となる施設についても、機能の維持をしていくことで、良く考えていただいていると感じた。限られた人員の中で対応していかなければならないことを考えると、必要な措置であり、非常に良い取組であると感じた。

（4）警察署機能確保に向けた駐在所の運用見直し（生活安全部）

警察本部

令和8年度から、警察署機能確保を目的として、日勤制駐在所の拡大や、駐在所施設を世帯用から日勤制用にする改修、駐在所を幹部派出所に所詰めする試行運用を実施する。駐在所勤務員は、駐在所を宿舎にして生活し、管内の実態に即した活動、住民の意見・要望に応える活動、警察事象への対応などを実施しているが、駐在所勤務員の活動の主体は、おおむね昼間で、夜間は警察署に配置の当直や自動車警ら係により事案対応を行っている。この様な中、道路環境が整備されたことによる移動時間の短縮やスマートフォンなど通信機器の向上などによる環境の変化、匿名・流動型犯罪、特殊詐欺、サイバー犯罪、人身安全関連事案など、新たな事象に対応する人的リソースの配分、定年延長、育児・介護など多様な勤務への対応、狭隘化・老朽化した駐在所の世帯用での建替改修では、人件費、材料費が高騰し、持続可能な施設運営が困難といった課題があり、今回、これらの課題について警察署機能を確保しつつ、駐在所の見直しを行うものである。

見直しにより、取り組む事項は3つあり、1つ目は駐在所における日勤制勤務の拡大、2つ目は駐在所施設の日勤制への仕様変更、3つ目は警察署、幹部派出所に近接する駐在所の所詰めへの移行である。駐在所の日勤制の拡大については、現在、郡家警察署の殿駐在所と琴浦大山警察署の御来屋駐在所が実施しているところであるが、令和8年度は浜村警察署の浜村駐在所と鹿野駐在所、琴浦大山警察署の笠津駐在所、黒坂警察署の溝口駐在所で実施し、令和9年度は智頭警察署の那岐駐在所、黒坂警察署の根雨駐在所で実施することとしている。日勤制に移行した駐在所勤務員は、これまで夜間勤務が月に1回程度であったが、月3回以上行うものと変更し、夜間体制の確保を図ることとしている。

また、警察署からおおむね5キロ圏内又は車で15分以内に位置する駐在所を日勤制にすることとし、令和8年度は浜村警察署の鹿野駐在所、令和9年度は智頭警察署の那岐駐在所と黒坂警察署の根雨駐在所を改修時期に併せて日勤制の仕様に改修することとしている。改修は、居住スペースを縮小し、コミュニティールームや来訪者用の駐車場にすることで、住民が利用しやすい環境を整える。警察署や幹部派出所に近接する駐在所の所詰めへの移行については、令和8年度は鳥取警察署の浦富駐在所を岩美幹部派出所の所詰めにする試行運用を行う。所詰

めにすることにより複数勤務となり、事案対応と幹部派出所の機能強化にもつながることになる。これらの運用見直しの住民説明は、1月中旬から順次警察署と警察本部が連携しながら実施することとしている。

委員

社会が大きく変化している中で、交通事情や道路事情が格段に良くなったり、連絡手段も多様化している。今の時代に合ったように見直しし、改善していくことは必要であり、限られた人員の中で、県警察全体の最適化を図っていく良い改善策だと思う。一方で、中山間地の駐在所は住民の方の安心感につながるものであると思うので、警察署協議会等を通して、丁寧に説明していただき、不安を払拭していただきたい。

委員

日勤制に移行した分、夜間体制を強化されるということであり、丁寧な説明をしていただき、理解を得ることが必要だと思う。働き方改革の一つであり、日勤化することで、駐在所で勤務する警察官の家族が生活環境を整えることにもつながると感じている。将来的に必要な改善であると思うので、課題を解決しながら進めさせていただきたい。

委員

社会の変化や、現場の実情を踏まえた必要な取組であると感じる。今後、駐在所の運営が困難で、持続できなくなることが一番の問題だと思う。持続可能な運営となるよう、今を変えていく、見直していくことが非常に大切である。日勤制に移行しても、地域の安心の拠点であることに変わりはないと思うので、丁寧な配慮をお願いしたい。

（5）令和7年中の交通事故発生状況（交通部）

警察本部

はじめに、過去10年間の交通事故の推移等について説明させていただく。県下の交通事故件数及び負傷者数は減少傾向で推移していたところ、令和5年に、19年ぶりの増加に転じたが、令和6年、令和7年と2年連続して発生件数及び負傷者数が減少となった。令和7年の交通事故件数は548件で、600件を下回ったのは令和4年以来となる。また、死者数について、過去10年間で最多となった令和元年の31人以降、おおむね減少傾向で推移しているが、令和7年は17人で、令和6年の15人から2人増加となった。全国の死者数では、島根県と並んで最少となっている。高齢者の事故について、高齢者が過失の最も重い第1当事者となる事故の割合が増加傾向で推移しており、令和7年は33.4パーセントで、過去10年間で最も高い割合となっている。高齢者死者の割合につい

て、令和7年は、過去10年間で最も割合の高かった令和6年の80パーセントより15.3パーセント減少したが、高い割合で推移している状況にあり、引き続き高齢者対策を重要課題と位置付け、加害・被害事故両面からの防止対策を推進していく。

昨年発生した17件の交通死亡事故の特徴について、年齢別死者数については、高齢者が最多となる11人であり、前年より1人減少している。状態別死者数では、歩行中が9人で最多であり、前年と比較すると5人増加している。事故類型別件数では、人対車両の事故が9件と最多であり、うち横断中が5件で、前年から5件増加している。最後に、第1当事者の年齢別件数では、高齢者が9件で前年から1件増加、全死亡事故に占める割合は52.9パーセントで最多となっている。以上の状況を踏まえ、年齢層に応じた交通安全指導や講習、各種広報媒体を利用した広報活動、交通指導取締りをはじめとした街頭活動など、今後も様々な交通事故抑止対策を推進していく。

委員

交通死亡事故による死者が多かった昭和40年代と比較すると、警察の方の大変な努力や交通環境の改善により、大きく減少しているところである。しかし、昨年の死亡事故の内容を見ると、高齢者の単独事故であったり、歩車分離が進んでいる中で、横断歩道上での事故もあったりと、内容をしっかり検証していく必要があると考えている。特に、横断歩道上での事故について、数年前から横断歩道での停止率が上がってきていると思うが、横断歩道は歩行者を守る歩行帯であることを改めて意識付けしていく必要があると感じた。また、高齢者が第1当事者となる事故が大半を占めており、年齢別での様々な指導や、免許の返納を含め、一層の高齢者対策をお願いしたい。

委員

普段、車を運転していると、自転車が一時停止で止まることなく進行しているのを見掛ける。今年の4月から自転車に対する交通反則通告制度が始まるが、歩行者対策と併せて、自転車の対策についても強化していただきたい。引き続き、1件でも悲惨な事故を減らすことができるよう、協力して各種対策をお願いする。

委員

死亡事故に関して、減少傾向であったのが増加に転じてきているということで、警察の方の広報活動等はもちろんよく耳にするが、事故を減らすだけでなく、命を守るという強い意識で、県民の行動につながる活動をお願いしたい。私たち県民も、自分自身を見直して事故がないよう努めていきたい。

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取4件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

- ・留置施設における管理運営の見直し及び集約化
- ・警察署機能確保に向けた駐在所の見直し

4 報告事項

5 決裁

令和6年度決算に係る定期監査の結果報告

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。